

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月24日(火)午後1時30分から午後1時50分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (9人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	8番	森本允補
	9番	大仲香織
	10番	松長護

農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区	11番	河原功
	嵯峨地区	12番	大岩和久
	宮前東地区	13番	池田吉信
	宮前西地区	14番	中野實

4. 欠席委員(1人) 7番 大西克史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第15号 農地法第4条許可に伴う工事完了証明について

報告第16号 農地法第5条許可に伴う工事完了証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 栗原美幸

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、令和元年12月総会を開会いたします。
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日、大西委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
出席委員は、10名中9名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長
をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事
録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)

それでは、4番 笠井博美委員、5番 國原和彦委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の栗原美幸さんを指名いたします。
続いて、日程第3の議案第27号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項
の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、
議案に供します。

事務局より、議案第27号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促
進法第18条第1項の規定による案件は、1議案3件でございます。議案第
27号は、すべて地権者から借受人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より令和元年12月12日付けで農用地利用集積計画の決定
を求められています。利用権の再設定の計画が2件、新規の利用権設定の計
画が1件、面積は、3,508㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては、賃借権の新規であり、利用権の
設定等をする者の住所、氏名は、
さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、
さんです。土地の所在地については、4番2、現況 田、79
3㎡で、利用目的は水稻です。借賃については、10a当たり米37.8k
gです。始期は令和2年1月1日から終期は令和6年12月31日の5年契
約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から
併せてお願いいたします。

8 番 地図は1番の資料にあります。落合橋から寺谷へ、あその斜め下にあり
ます。私が前作っていました。5年契約切れたしね、ちょうどさん作っ
てくれると言うことで、1反弱くらいあるのかな。あの辺でひいてないところ、

全部私を作っていました。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。
続いて、整理番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては、賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXさんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXさんです。土地の所在地については、XXXXXXXXXX38番、現況 樹園地、1, 122㎡で、利用目的は柚です。借賃については、10a当たり40,000円です。始期は令和2年1月1日から終期は令和6年12月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いいたします。

9 番 場所ですが、資料1の2ページをお願いします。バイパスを神山方面へ向かっていただいていたいましたら、谷の新しいバス停があるんですけども、その近辺から神山方面に向かって右へ入って谷集落の方へ入って行くところがあります。その道ぶちなんですけれども、柚のハウスをしています。もう何年も柚を作っているのです、再設定でもあり、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議 長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。
続いて、整理番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては、使用賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のためXXXXXXXXXXさんとXXXXXXXXXXさんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXさんです。土地の所在地については、XXXXXXXXXX67番1、現況 田、1, 593㎡で、利用目的は野菜です。始期は令和2年1月1日から終期は令和2年12月31日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、質疑に入ります。私の方から説明いたします。場所は、資料の3ページにある国道を、朝宮神社から神山方面に向いて、長願寺があるんで

すけれども、その北側、国道より一段落ちたところに■■■■ 67番1があります。■■■■さんが、■■■■さんという方が居たのですけれども、その人の妹で、市内に出て行っているのですが、土地は■■■■さんが持って、■■■■さんがずっとこれを借りてしているような状態で、毎年の契約でもう6年くらいしていますので、問題ないかと思えます。

議 長 　ただいま説明をいたしました、いかがでしょうか。

議 長 　それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議 長 　異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。

議 長 　次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約の通知が2件、農地法第4条許可に伴う工事完了証明願が1件及び農地法第5条許可に伴う工事完了証明願が1件ございましたのでご報告します。

　まずは、合意解約の通知に関するご報告になります。

　1件目につきましては、土地の所在地、■■■■ 14番1、現況 田、806㎡、■■■■ 15番1、現況 田、590㎡で、賃貸人の■■■■さんと、借入人の■■■■さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、令和元年11月5日付けで合意解約が成立し、令和元年12月6日付けで農業委員会に通知がありました。なお、土地の引渡しの時期は令和元年12月31日となっております。また、この土地については、新規での貸し借り希望がございますので、今後、利用権設定等の申出があろうかと思われます。

　2件目につきましては、土地の所在地は、■■■■ 19番1、現況 田、1,023㎡で、賃貸人の■■■■さんと、借入人の■■■■さんとの間で、農地法第3条による賃貸借契約をしておりましたが、令和元年12月3日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。なお、この土地は、嵯峨の集落排水施設の上にある土地になるのですけれども、遊休農地化していたため、耕作者である■■■■さんへ利用意向調査票を送付したところ、既に農地を所有者である■■■■さんに返還しているという認識であったとの回答だったので、この度の手続きで契約の整理したものです。

　いずれの件につきましても、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により書類を受理しております。

　引き続きまして、農地法第4条許可に伴う工事完了証明願のご報告をします。申請人の住所、氏名は、■■■■さんで、土地の所在地については、■■■■ 24番3、登記地目 畑、107㎡で、転用の目的は駐車場となっております。令和元年12月9日付けで県から転用の許可を受け、令和元年12月19日付けで工事完了証明願の提出がありました。既に転用済みの案件であり、証明願に係る添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により証明書を発行いたしました。

続きまして、農地法第5条許可に伴う工事完了証明願のご報告をします。申請人の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]19番3、登記地目 畑、75㎡で、転用の目的は庭となっております。令和元年12月9日付けで県から転用の許可を受け、令和元年12月19日付けで工事完了証明願の提出がありました。こちらも既に転用済みの案件であり、証明願に係る添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により証明書を発行いたしました。以上です。

議 長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年12月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 笠井 博美

佐那河内村農業委員会委員 國原 和彦